

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和元年 1 0 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 0 回定例総会議事録

署名委員 野崎 清志

署名委員 岸田 国広

奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 招集日時 令和元年10月25日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・ 11月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の

- 議案第54号 決定について
笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
合意解約の決定について
- 議案第55号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について
- 議案第56号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和元年第10回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、16番 野崎 委員と、1番 岸田 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第51号から議案第56号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>2 ページ. NO. 40 につきましては贈与による所有権の移転でございます。 受人は名瀬有屋町で渡し人は笠利町外金区にお住まいの方になります。 土地の所在は笠利町の大字用安の1筆で面積が1845㎡でございます。 3 ページにありますように1008㎡畑を借り入れ農業されています。 現在取得後は4 ページにありますように面積の拡大を行いさとうきびを栽培する 予定です。 以上1件でございます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
7 番	<p>(前山委員)</p> <p>NO. 40 の譲受人について調査報告いたします。 今月の22日午後6時頃、自宅を訪問いたしまして本人と面会しまして、 聞き取り調査をしました。 親の代からの土地で、兄弟での贈与という事でございます。 本人は別な仕事をしながら、小湊地区で10a程土地を借りてサトウキビ を栽培しているようです。 申請地についてもサトウキビを栽培したいという事でございます。 申請書とおりに間違いがないという事です。</p>
2 番	<p>(中棚委員)</p> <p>NO. 40 の譲渡人について報告いたします。 譲渡人と譲受人は兄弟であります。 10月18日の午後3時30分に本人の職場で本人に面会し書類の中身の 確認をしました。 譲渡人は兄弟間の贈与ですので、書類の内容どおりで間違いありませんと いう事でございます。</p>
15 番	<p>(土浜委員)</p> <p>NO. 40 の土地について調査報告をいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>10月23日10時頃現地を見に行きました。</p> <p>資料の7～9ページをご覧ください。申請地は集落から山手の方にあり、現在は木が茂っている状態です。周辺の農地は観葉植物やサトウキビが栽培されており、サトウキビを栽培するには条件の良いところだと思います。</p> <p>農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。</p> <p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。NO.2からご質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第57号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに賛成の方の挙手を求めます</p> <p>(全員挙手)</p> <p>よって議案第57号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第58号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>13ページ。NO.24につきましては、売買による所有権の移転で、転用目的は住宅出入り口の通路及び庭としての申請でございます。</p> <p>平成13年に住宅建設と同時に通路及び庭として転用しており、21ページに顛末書も添付されております。</p> <p>申請地は、集落内に位置し、1筆で381㎡です。</p> <p>申請地は道路と住宅に囲まれており、農振農用地区域内の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p>

	<p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます</p>
15番	<p>(土浜委員)</p> <p>NO.24について調査報告いたします。</p> <p>10月23日10時30分頃、受人のお宅で本人から直接お話しを伺いました。</p> <p>申請地は自分の土地と思って使っていたが登記関係を調べてみたら、兄弟の土地の名義のままになっていたのが今回申請をしたとの事であります。</p> <p>渡し人について報告します。</p> <p>渡し人は兄に当たり、現在施設に入所していると言うので、10月23日11時30分頃、施設で本人に面会し話を聞くことができました。</p> <p>本人も、申請地は妹の名義になっているとばかり思っていたようです。申請の内容には間違いのないとの事でした。</p> <p>土地について報告します。</p> <p>資料の20ページをご覧ください。申請地は県道沿いにあり、譲受人の現在の通路、庭に属しております。顛末書も添付してございますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
12番	<p>(寺師委員)</p> <p>今回の件は何時頃、気づいたのですか。</p>
15番	<p>(土浜委員)</p> <p>21ページ後ご覧ください。顛末書を添付していますが、夫の方で手続きが済んでいると思っていたが、夫が亡くなって暫くしてからのことです。</p>
議長	<p>(吉会長)</p>

他にございませんか

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号農地法第5条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第59号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第59号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第59号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第6

議案第60号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(竹田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第60号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第60号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第7

議案第61号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(竹田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第61号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第61号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第62号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第62号 笠利地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成であります。

よって、議案第62号 笠利地域農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和元年10月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳